

平成27年3月9日

第3回倉吉市議会定例会議案（追加）

倉吉市



## 目 次

議案第 4 1 号	倉吉市国民健康保険条例の一部改正について……………	1
議案第 4 2 号	倉吉市介護保険条例の一部改正について……………	4
請願第 1 号	集団的自衛権関連法案を国会に提出しないことを求める意見書提出について……………	追請 1
請願第 2 号	年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書提出について……………	追請 3
請願第 3 号	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書提出について……………	追請 5
陳情第 3 号	介護保険料引き上げの中止と低所得者の保険料軽減を求める陳情……………	追陳 7
陳情第 4 号	教科書採択改善のための総合教育会議設置に関する陳情……………	追陳 9
陳情第 5 号	中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情……………	追陳 1 2
陳情第 6 号	ふれあい会館「円形校舎（旧明倫小学校）」活用に関する陳情……………	追陳 1 4



議案第41号

倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり倉吉市国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（保健事業）</p> <p>第8条 市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（保健事業）</p> <p>第8条 市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p>
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第16条の3 第9条の3又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の3の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>52万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第16条の3 第9条の3又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の3の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>51万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条 第16条の4又は第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条 第16条の4又は第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第17条の6 第17条の2の介護納付金賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第17条の6 第17条の2の介護納付金賦課額は、<u>14万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（保険料の減額）</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、<u>52万円</u>を超える場合には<u>52万円</u>）とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>26万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えな</p>	<p>（保険料の減額）</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、<u>51万円</u>を超える場合には<u>51万円</u>）とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>245,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超</p>

い世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に47万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第16条の4又は第16条の8」と、「52万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第17条の2」と、「52万円」とあるのは「16万円」と読み替えるものとする。

えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に45万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第16条の4又は第16条の8」と、「51万円」とあるのは「16万円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第17条の2」と、「51万円」とあるのは「14万円」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の3、第17条、第17条の6及び第21条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。





議案第42号

倉吉市介護保険条例の一部改正について

次のとおり倉吉市介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市介護保険条例の一部を改正する条例

倉吉市介護保険条例（平成12年倉吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,400円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 66,400円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 74,700円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,700円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 83,000円</p> <p>ア 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,400円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 74,700円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ<u>及び第7号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 83,000円</p> <p>ア 略</p>

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 116,200円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 122,900円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 129,500円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 136,200円

ア 合計所得金額が900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当す

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、及び次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 99,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

る者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 142,800円

- ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)又は次号イに係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 152,800円

- ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者に課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者  
166,100円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第1項第6号から第15号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第12条 略

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第13条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業、同条第2項第4号に掲げる事業及び同項第5号に掲げる事業について

(8) 前各号のいずれにも該当しない者  
116,200円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又はこの条例第2条第5号イ、第6号イ若しくは第7号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号若しくは第4号又はこの条例第2条第5号、第6号若しくは第7号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第12条 略

は、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



請願第 1 号

集団的自衛権関連法案を国会に提出しないことを求める意見書提出について

- 1 提出者 憲法改悪反対鳥取県共同センター  
代表 田中 暁
- 2 紹介議員 佐藤 博英
- 3 受理年月日 平成27年2月27日

別紙のとおり請願書の提出があった。

平成27年3月9日

倉吉市議会議長 由 田 隆

2015年2月13日

倉吉市 議会  
議長 由田 隆 様

憲法改悪反対鳥取県共同センター  
代表 夕共海法 曉  
680-0811 鳥取市西島 8-0-6  
TEL0857-253171 FAX0857-21-3172

紹介議員

佐藤 博 英 

## 集団的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める請願書

### <請願趣旨>

2014年7月1日、安倍首相は日本が集団的自衛権の行使を可能にすることを柱とする日本国憲法9条の解釈変更を閣議決定により強行しました。

日本国憲法第9条は、1項で個別的自衛権の行使として行われるものを含めてすべての戦争を放棄し、2項では戦争の放棄を実現するために、すべての軍備の保持を禁止し、国の交戦権を否認しています。集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止すること」であり、日本が攻撃されていなくても武力行使を可能にすることは明らかです。また、他国での武力行使は、他国との戦争そのものであり、憲法9条2項に明確に反します。

以上から、閣議決定は違憲無効であり、撤回を強く求めます。

憲法の尊重擁護義務を課せられた内閣は、憲法を遵守し、憲法に従って行政を執行する責任を有するものであり、行政権の行使としての解釈変更は立憲主義そのものを否定するものです。

“憲法とは権力を縛るもの”という原則さえ否定する露骨な解釈改憲の姿勢に、自民党内からも批判が起きています。また、様々な世論調査に示されているように、多くの国民は集団的自衛権行使容認に反対しています。

そして、実際に自衛隊を戦地に派遣するためには、自衛隊法、国連平和維持活動法など関連法案の改正が必要です。安倍首相は、それらの法律改正を通常国会の連休明けに提出すると明言しています。また、「イスラム国」を名乗る過激武装組織による日本人質事件を機に、安倍首相は邦人救出のための自衛隊派遣やアメリカなど「有志連合」による空爆の後方支援などを口にしていますが、2月3日の国会答弁ではついに自衛隊派遣のための憲法改定まで言及していますが許されることはありません。戦争に国民が動員されることは、70年前のアジア太平洋戦争の痛苦の経験からも看過できません。

よって貴議会から集団的自衛権の行使を具体化する法案については国会に提出しないよう意見書をあげてください。

### <請願項目>

集団的自衛権の行使を具体化する法案については国会に提出しないことを求める意見書をあげてください。



請願第 2 号

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書提出について

- 1 提出者 全日本年金者組合鳥取県本部  
中部支部副支部長 植田 勉
- 2 紹介議員 佐藤 博英、朝日 等治
- 3 受理年月日 平成27年3月2日

別紙のとおり請願書の提出があった。

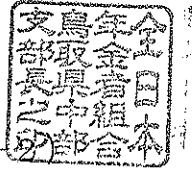
平成27年3月9日



倉吉市議会議長 由 田 隆

2015年 2月 27日

倉吉市議会  
議長 由田 隆 様

全日本年金者組合鳥取県本部  
中部支部副支部長 植田 勉  
(住所 東伯郡三朝町三朝781-1)  
紹介議員



佐藤 博英   
朝日 等治 

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願

貴職におかれましては、市民の生活向上と福祉増進にご尽力されていることに敬意を表します。

物価が上がり消費税が増税されて、国民生活は苦しくなっています。日本の年金受給者の多数派は低年金者です。とりわけ、一人暮らしの高齢者の生活は厳しさをましています。

物価が上がればそれに応じて年金を引き上げ、その価値を維持する「物価スライド」の制度があります。しかし、その制度を骨抜きにして年金を下げる「マクロ経済スライド」が本格的に働き始めようとしています。

政府・厚生労働省は、この仕組みを使ってこの先30年間年金を下げ続けることを予定しています(平成26年財政検証)。また、この仕組みをもっと厳しいものに改める見直しさえすすめられています。年金の引き下げは安倍首相の言う「経済の好循環」にも逆行し、地域経済と地方財政にも大きな打撃です。

年金削減は高齢者だけの問題ではありません。賃金低下と非正規労働者が増える中、年収200万円以下のワーキングプアが1100万人を超えました。将来の高齢者の年金も心配されます。

年金引き下げの取りやめは切実な願いです。将来の高齢者つまり現役の方々にとっても同様です。また、国民の生存権を守る全額国庫負担の「最低保障年金制度」も欠かせません。

よって、下記についての意見書を採択し、地方自治法99条にもとづき関係各方面に送付下さるよう請願いたします。

#### 記

- 1, 年金削減を取りやめ、そのための「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 2, 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を実現すること。

以上

請願第 3 号

農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書提出について

- 1 提出者 鳥取県中部農民運動連合会  
会長 石賀 稔
- 2 紹介議員 佐藤 博英
- 3 受理年月日 平成27年3月2日

別紙のとおり請願書の提出があった。

平成27年3月9日

倉吉市議会議長 由 田 隆

## 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

2015年3月2日

倉吉市 議会議員  
由田 隆 殿

請願団体 鳥取県中部農民運動連合会  
住所 倉吉市下大丘174番1地  
代表者 会長 石賀 稔

紹介議員 佐藤 博 英

### 【請願の趣旨】

政府は今国会に農業改革に関する法案を提案しようとしています。

「規制改革会議」の答申を受けて進められている、「農業改革」の名による農協・農業委員会改革は、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのもののあり方に関わる重大な問題です。

今回提起されている「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」という成長戦略の一環として、これまで競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並んで、農業を企業の自由競争の場に開放する政策の一環として進められているもので、その障害となる農地法や農協、農業委員会を「岩盤規制」と称して、事実上の解体をめざすものになっています。

今回の「農業改革」が進められるならば、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまいます。ICA（国際協同組合同盟）も、協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判しています。

私たちは、安全・安心な食料を生産する家族的農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族農業経営、地域の暮らしを支える農協を発展させてこそ、地域と地域経済を活性化する道だと考えます。

以上の趣旨から、下記事項の実現を請願します。

### 【請願事項】

- 1、農政改革にあたっては、国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上をめざすものとする。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めること。
- 2、協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。
- 3、以上の政策を実現するため、貴議会として「意見書」を採択し、地方自治法第99条に基づき、政府関係機関に送付すること。

以上

陳情第 3 号

介護保険料引き上げの中止と低所得者の保険料軽減を求める陳情

1 提出者 鳥取県社会保障推進協議会  
会長 藤田 安一

2 受理年月日 平成27年2月25日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年3月9日

倉吉市議会議長 由 田 隆

2015年2月25日

倉吉市議会議長  
由田 隆 様

鳥取県社会保障推進協議会

会長 藤田 安彦

鳥取市末広温泉町574

電話 0857-29-3598



## 介護保険料引き上げの中止と低所得者の保険料軽減を求める陳情

住民の福祉増進のための貴職の取り組みに敬意を表します。

さて、地域住民の暮らし向きはますます厳しさを増しています。政府は、来年度予算案の中で、社会保障費の自然増を大幅に削減することとしており、医療や介護、年金、生活保護などの制度改悪が目白押しとなっています。

とりわけ、高齢化社会にあつて切実な課題となっている介護サービスについては、要支援者を介護保険から切り離して、市町村の事業に移行することや、特養入居者は介護度で3以上に限定することなどの制度「改正」が予定されています。また、介護保険料の改定時期を迎え、各自治体においては第6期の介護保険事業計画を策定されることになっています。

中央社会保障推進協議会が2014年9月～12月に行った「介護保険緊急アンケート」では、第6期介護保険料基準額は、回答自治体の平均が66,226円で年間1万円の引き上げでした。昨年度、私たちが取り組んだ「公的医療保険に関するアンケート調査」では、4割の方がこの1年間に経済的な理由により受診を控えたことがあると回答しており、鳥取県内においても深刻な事態が広がっています。保険料の引き上げは、さらなる貧困、経済格差の拡大、そして受診抑制、利用抑制につながる懸念されます。

高齢者と家族が希望を持って暮らせるよう、下記事項について措置されるよう陳情致します。

### 記

- 1 第6期の介護保険料引き上げを中止すること
- 2 公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、2015年度から当初案どおり実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと。

以上

陳情第 4 号

教科書採択改善のための総合教育会議設置に関する陳情

1 提出者 教育を考える鳥取県民の会  
会長 河合 鎮徳

2 受理年月日 平成27年2月27日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年3月9日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成 27 年 2 月 27 日

倉吉市議会議長

由田 隆 様

教育を考える鳥取県民の会

会長 河合 鎮徳

東伯郡琴浦町鏡津 250

0858-55-0259



教科書採択改善のために、総合教育会議（設置）の準備に  
関する陳情について

本年4月から、首長（市長）の下に「総合教育会議」が設置されることになりましたが、特に教科書採択に関し改正教育基本法の本旨を遵守した教科書採択の態勢（システム）が構築されるよう貴市議会において決議していただき、適正な教育行政が実施されるよう陳情いたします。

#### 【説明】

平成18年に教育基本法が全面改正され、平成20年には中学校学習指導要領も改訂されたことから、中学校で使用する歴史・公民教科書の改善が格段に進むものと大いに期待したところでした。

しかしながら、鳥取県において平成23年に検定合格し採択された教科書は、結果から見ればどこの国でも尊重されている愛国心や公共の精神を明確に謳った新しい教育基本法の趣旨が生かされず、従来 of 近現代史において自国をことさら貶める誤った記述の教科書が採択されるなど、教育基本法改正の効果はなきに等しいものと言わざるを得ず、甚だ残念に思っております。

本年4月1日から実施される新しい地方教育行政法により、首長（町長）招集の下に「総合教育会議」が設置され、首長が、教育、教科書採択についても、大所高所から関与できることになったことにより、教育基本法の趣旨を遵守した教科書の採択に明るい道が拓かれるものと大いに期待しております。

そのために「総合教育会議」が設置されるに当たって、以下の5項目が確実に実施されるよう貴市議会において決議していただきたく陳情いたします。

#### 【陳情事項】

- 1 鳥取県においても、地方教育行政法の本旨に基づいて教科書の採択が行わ



れること。

- 2 教育基本法を内容的、具体的に遵守した教科書の採択が行われること。
- 3 教科書の調査に当たっては、教育基本法遵守の度合いが容易に判明するように、記述内容の比較を行い、それを数値化して定量評価を行えるものになっていること。
- 4 教科書の採択後に採択の理由を公表することとし、更にも際には、教育基本法の観点を踏まえ、数値化した定量評価が行われていること。
- 5 教育基本法を遵守する精神に則り、どのような教科書を採択したいのか、そのための必要要件を予め明らかにしておくこと。

なお、ここに、社団法人「新しい歴史教科書をつくる会」が「首長（議員）の立場から見た総合教育会議の課題」について取りまとめた文書を添付いたしますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

添付文書：「首長（議員）の立場から見た総合教育会議の課題－教育基本法を遵守したよい教科書の採択のために－」（平成26年10月 一般社団法人 新しい歴史教科書をつくる会）

以上



陳情第 5 号

中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情

1 提出者 教育を考える鳥取県民の会  
会長 河合 鎮徳

2 受理年月日 平成27年2月27日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年3月9日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成 27 年 2 月 27 日

倉吉市議会議長

由田 隆 様

教育を考える鳥取県民の会 会長

河合 鎮徳



東伯郡琴浦町筥津 250

0858-55-0259

中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情

平成 28 年から使用される中学校歴史・公民教科書の採択に関して、採択後に採択理由を公表すること、かつ採択理由の中には教育基本法を遵守する観点が含まれることが求められます。

そのために下記に示すような定量的評価が行われるよう決議していただきたく陳情いたします。

【陳情事項】

教育基本法の趣旨を遵守した教科書の採択を可能とするため、各教科書に共通する一定数の具体的事項を抽出し、その具体的事項に対して段階評価を付し、その評価の総合点をもって順位付けを行う定量的評価の基準に基づいて行っていただきたい。

- ① 歴史教科書においては、たとえば 神話 天皇 大和朝廷 古事記・日本書紀・万葉集 元寇 文禄・慶長の役 幕末・明治維新 日清・日露戦争 韓国併合 日中戦争 太平洋戦争 米国占領統治時代 を対象とし、学習指導要領の「歴史的分野」目標 1 後段の「わが国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」を基準として評価する。
- ② 公民教科書においては宗教・家族 愛郷心と愛国心 公共の精神 国家論 自衛隊 公共財の捉え方 日の丸と君が代 領土問題と拉致問題 沖縄の米軍基地 国際連合と核兵器問題 日本の歴史と立憲主義 大日本帝国憲法 日本国憲法 天皇 在日韓国人・朝鮮人・アイヌ 間接民主主義と直接民主主義 市場経済と計画経済 等々を対象として、学習指導要領の「公民的分野」の目標 1 ないし 4 を基準として評価する。

以上

陳情第 6 号

ふれあい会館「円形校舎（旧明倫小学校）」活用に関する陳情

- 1 提出者 富谷 誠一 ほか19人
- 2 受理年月日 平成27年2月25日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年3月9日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成27年2月25日

倉吉市議会議長 様

ふれあい会館「円形校舎（旧明倫小学校）」活用に関する陳情書

### 【陳情主旨】

旧明倫小学校周辺整備については、かねてより、明倫地区自治公民館協議会として行政要望として提出しており「利活用の計画無しとのもと解体やむなしとし、跡地を広場として地区民の活動の場としてほしい」という内容のものであります。

昨年は議会にも協議会長名にて同様の陳情を行い「継続審議」の回答をいただいております。

その後、今般、旧明倫小学校周辺内のふれあい会館（円形校舎）を活用した「円形劇場くらよし」の事業概要が倉吉市中心市街地活性化基本計画（以後：中活）に盛り込まれるように明倫地区の有志から提出されたことが判明し、その概要説明を聞く機会を1月29日に持ちました。

その内容説明は 現在の老朽化し、耐震に対しても問題があるとされる円形校舎を民間資本と中活を利用し整備補強し活用しようという計画であり、協力を申し出ている企業は倉吉市進出企業（グッド・スマイル・カンパニー）を含む大手3社であること。

日本に唯一3社共同のミュージアムであることなど。けっして夢ではない実現可能な事業であると判断致しました。

さらに、説明会の参加者の中には16名の明倫地区自治公館長中11人を含め当該地域住民20人、総計31名が参加し、計画の理解を深めたところであります。市民の力を結集しこの計画が実現しますと、市の財政負担がほとんどなく、みすばらしい円形校舎がランドマークとして生まれ変わる可能性のある素晴らしい計画であるとも判断致しました。

このような倉吉市のみならず、鳥取県全体にも良い波及効果を及ぼす計画については、期限を区切ることなく、円形校舎の所有者である倉吉市も活性化に市民への告知を行なわれ、計画の成就へ協力をおねがいするものです。

### 【陳情項目】

- 1 倉吉市の所有する円形校舎であることを鑑み、解体方針を撤回しこの利用活用プランを広く市民に広報、周知していただきたい。
- 2 倉吉市も財政負担がほとんどなく円形校舎が改修されることから、積極的に計画主体者及び、進出企業との協議を行なわれ、計画の成就へ協力をおねがいする。

陳情者


代表者


住所 倉吉市河原町1904 TEL. 22-3937  
氏名 富谷 誠 

住所 倉吉市北町町3187-1  
氏名 宮本 昭康 


住所 倉吉市船倉町2265  
氏名 池本 義雄 


住所 倉吉市福音町1418-7  
氏名 大丸 忠行 


住所 倉吉市河原町 3010  
氏名 馬田 武男 

住所 倉吉市鍛冶町2丁目2861  
氏名 山崎 政彦 


住所 倉吉市玄瀬町2020

住所 大嶋 好子  
倉吉市河原町1829  
氏名 木嶋 乾子 

住所 倉吉市八幡町3313-5  
氏名 伊藤 伸 


住所 倉吉市越殿町1560-1  
氏名 井尾 雅 


住所 倉吉市鍛冶町1丁目2789  
氏名 横山 昌明 


住所 倉吉市東岩倉町 2228  
氏名 東岩倉町自治公民館館長 大澤俊二 


住所 倉吉市越殿町 1561の6  
氏名 越殿町自治公民館館長 田中淑郎 


住所 倉吉市西岩倉町 2196  
氏名 西岩倉町自治公民館館長 田村幹夫 


住所 倉吉市みどり町 3242-19  
氏名 みどり町自治公民館館長 真田広幸 


住所 倉吉市金森町 50  
氏名 金森町自治公民館 湯澤和夫 

住所 倉吉市瀬崎町 273807  
氏名 瀬崎町自治公民館館長 村出俊夫 

住所 倉吉市鍛冶町 2丁目  
氏名 鍛冶町2丁目公民館館長 福井房好 

住所 倉吉市河原町 1769  
氏名 河原町自治公民館館長 早川忠良 

住所 倉吉市鍛冶町 1丁目 279番地  
氏名 鍛冶町1丁目自治公民館館長 小谷一郎 

住所 倉吉市旭田町 27番地  
氏名 旭田町自治公民館館長 坂本福朗 

住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名



平成27年3月5日

倉吉市議会議長 様

陳情書の一部削除について

平成27年2月25日に提出しました  
ふれあい会館「円形校舎（旧明倫小学校）」活用に関する陳情 について、  
連名陳情者の一部を次のとおり削除したいので、御承認くださるようお願い  
いたします。

連名陳情者の内

住所 倉吉市旭田87  
旭田町 自治公民館長  
氏名 坂本福朗

陳情署名事項を削除。

陳情代表者

住所

倉吉市河原町1904

氏名

富谷誠一 